

令和3年度第1回愛知県都市計画審議会

令和3年7月13日（火）午後2時

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、事務局からお知らせがございます。

愛知県では、5月1日から10月31日までをさわやかエコスタイルキャンペーン実施期間とし、軽装・ノーネクタイを励行しております。したがって、本日の審議会におきましても、幹事及び事務局はノーネクタイで対応させていただいており、各委員の皆様にも御協力を呼びかけております。どうぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、傍聴される方をお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。携帯電話は、電源を切るかマナーモードにしてください、かばん等にしまってください。録画録音等は禁止となっております。そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。以上、注意事項を遵守して傍聴していただきますようお願いいたします。

なお、本日審議を予定しております第4号議案につきましては、個人情報が含まれておりますので非公開による審議となります。傍聴人の方には、第4号議案の審議の前に一度退室していただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

会長の中村でございます。一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年度第1回愛知県都市計画審議会に、大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

例年この時期に開催される都市計画審議会の折に、私、毎年のように発言をしておりますけれども、御承知のようにここ数週間の間に変な災害が全国で頻発しておりまして、また大変たくさんの被害を受けた方々が出ている状況でございます。

自然災害の力を弱くすることはできないとはいえ、安全安心なまちづくり、そして持続

可能なまちづくり、地域づくりには、この都市計画が非常に大きな役割を果たすものでもあります。そういった意味におきましても、都市計画審議会各委員におかれましては、それぞれ御専門の立場から活発に議論していただいて、今後の愛知県の発展に貢献していただければと思います。

本日も、議事が円滑に進行しますように御協力のほどよろしくお願ひいたします。

簡単ですが、開会に先立ちまして御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

ありがとうございました。

本日の会議では、議案等の資料は、後で配付します第4号議案に関する一部の資料を除き、全てタブレット端末にございます。委員の皆様には、ペーパーレス化への御協力をよろしくお願ひいたします。

ただし、このタブレット機能ではメモ書きができないなど使いづらい面もございますので、紙資料も予備がありますので、必要な場合は事務局職員にお声がけください。

なお、傍聴人の方はタブレットの用意がございませんので、紙資料となります。

続きまして、タブレット端末の操作方法について御説明させていただきます。事務局職員も一緒に操作しますので、必要に応じて御覧ください。

初めに、タブレット端末の画面が暗くなっている方は、下側中央にございますボタンを1回押していただきますと画面が起動します。

もう一度ボタンを押していただくと、タブレット端末に資料が6つ表示されましたでしょうか。

表示されない場合は、職員にお声がけください。よろしいでしょうか。

上段左側から2番目の「1 第1号議案①」をタップして開いていただきますと、まず議案が表示されます。

画面をスライドしていただくと、資料を進めたり戻したりすることができます。また、2本指で端末の画面を広げたりつまんだりするような操作、ピンチ操作という操作でございますが、これをしていただきますと、画面を拡大・縮小できます。さらに、縮小されていない画面で縮小のピンチ操作をしていただきますと、ページ一覧が表示されます。御覧になりたいページをタップしていただくことで、目的のページに素早く移動ができます。

また、画面左上の矢印のマークをタップしていただきますと、資料の一覧に戻ることが

できます。左上の矢印が表示されていない場合がございますが、その場合には、画面の中央部分をタップしていただきますと矢印が表示されます。

それでは、左上の矢印をタップして最初の画面にお戻りいただけますでしょうか。

なお、図面につきましては、2人に1台設置してございますモニターを活用して御説明をさせていただきます。

次に、マイクについてですが、御発言の際は、マイクの右下にある紫色のボタンを押してから御発言ください。また、音声聞き取りにくい場合がございますので、なるべくマイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。

機材の不具合、操作方法の不明点等がございましたら、後方の事務局職員にお声がけください。

次に、当審議会委員の方に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

タブレット端末の画面が黒くなっている方は、下側中央のボタンを1回押していただくと画面が起動します。もう一度ボタンを押していただくと、資料のフォルダが表示されます。

画面左上の「0 次第等」をタップして開いていただけますでしょうか。画面を右から左へスワイプして、2ページ目を開いていただきますと、「愛知県都市計画審議会 委員名簿」がございますので、御覧ください。

新たな委員を御紹介申し上げます。

関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました、東海農政局長の小林勝利委員でございます。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました、犬山市長の山田拓郎委員でございます。

【委員（犬山市長 山田拓郎）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

県議会の議員として委員をお願いいたしました、川嶋太郎委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 川嶋太郎）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

今井隆喜委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 今井隆喜）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

日高章委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 日高章）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

谷口知美委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 谷口知美）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

渡辺靖委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 渡辺靖）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

市川英男委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 市川英男）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

市町村の議会の議長を代表して委員をお願いいたしました、幸田町議会議長の足立初雄委員でございます。

【委員（幸田町議会議長 足立初雄）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

次に、令和3年度の当審議会の幹事でございますが、3ページ目に愛知県都市計画審議会幹事名簿がございますので、この名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

それでは、議事に進みたいと思います。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務め

ることになっておりますので、よろしく願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づきまして、議事録署名者として、岡本真理子委員、今井隆喜委員を指名いたします。

また、先ほど事務局から御紹介がありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、当審議会常務委員会委員に指名いたします。

市町村の長を代表して委員をお願いしました山田拓郎委員、県議会の議員として委員をお願いいたしました委員のうち、川嶋太郎委員、今井隆喜委員、谷口知美委員、市町村の議会の議長を代表して委員をお願いしました足立初雄委員、以上の方々を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「名古屋都市計画道路の変更について」から第4号議案「尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」までの4議案でございます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課課長 小井手秀人】

都市計画課長の小井手でございます。よろしく願いいたします。大変恐縮ですが、着座にて御説明させていただきます。

私からは、第1号議案「名古屋都市計画の変更について」、机上のモニターにより御説明させていただきます。

なお、お手元のタブレット端末につきましては、一度最初の画面にお戻りいただきまして、再度「1 第1号議案①」をタップして開いていただきますと、議案書、議案概要説明書及び図面を1つのファイルにまとめて用意しております。

議案書は1枚目から4枚目に、議案概要説明書は5枚目と6枚目に、図面は7枚目から9枚目でございます。必要に応じて適宜御覧いただければと存じます。

それでは、説明に移らせていただきますので、モニターを御覧いただきますようお願いいたします。

モニターには総括図を表示しております。この総括図は、図面右下の愛知県全図のうち、名古屋都市計画区域内の尾張旭市を含む、赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

オレンジ色の丸印で市役所の位置を示しており、図面中央下寄りに尾張旭市役所、同じく中央右寄りに瀬戸市役所がございます。図面左に紫色の実線で示しておりますのは東名高速道路で、東名高速道路から画面右側へ白黒の点線で示しておりますのが名鉄瀬戸線、そして名鉄瀬戸線の停車駅でございます三郷駅は尾張旭市役所の約 1,500m 東にございます。

名鉄瀬戸線に沿って、東名高速道路から画面右側の瀬戸市中心部まで、赤色の太い点線にて点滅表示しておりますのが、今回県決定で変更を行う 3・4・300 号名古屋瀬戸線でございます。また、三郷駅の西側を南北に走っており、緑色の太い点線にて点滅表示しておりますのが、今回尾張旭市決定で変更を行う 3・4・290 号玉野川森林公園線、三郷駅のすぐ南側に緑色の塗り潰しにて点滅表示しておりますのが、今回市決定で追加する 3・5・541 号三郷駅前線でございます。

モニターには計画図を表示しております。計画図にて、各路線の配置について御説明いたします。

図面上側が北となっており、図面中央にございますのは三郷駅、そして東西に白黒の点線で表示しておりますのが名鉄瀬戸線でございます。その南側、名鉄瀬戸線の約 100m 南を東西に走っておりますのが、県決定で今回変更を行う都市計画道路名古屋瀬戸線、三郷駅の西側を南北に走っておりますのが、尾張旭市決定で今回変更を行う都市計画道路玉野川森林公園線でございます。図面中央にて緑色で着色しておりますのが、今回尾張旭市決定で新規に路線を追加する都市計画道路三郷駅前線でございます。また、先ほど御説明いたしました都市計画道路玉野川森林公園線の東側に黄色で区域を着色しておりますのが、今回尾張旭市決定で廃止する三郷駅前広場でございます。

この三郷駅前広場は、昭和 32 年に約 630 m²の規模で都市計画決定しております。その後、平成 23 年度より尾張旭市が地域の方々と駅周辺のまちづくり検討を開始し、検討を進めた結果、駅周辺にふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、画面の中央の青枠で囲っております区域約 1.1ha において市街地再開発事業を実施することとなりました。

今後、駅前再開発の実施に伴い駅利用者数が増加することなどから、現在の都市計画決

定された駅前広場では、駅周辺の円滑な交通処理が困難になることが想定されます。そのため、尾張旭市決定によって、緑色で着色した三郷駅前線を三郷駅駅前広場約 2,500 m²を含む形で新たに配置し、名古屋瀬戸線に接続する形で決定するとともに、既決定の三郷駅駅前広場を廃止する都市計画変更の手続が進められております。

これに伴い、図面赤丸で示しております箇所にて県決定路線である名古屋瀬戸線の交差箇所数が 1 か所増えるということで、幹線街路との平面交差箇所数を、現在の 18 か所から 19 か所に変更するものであります。

ここから、参考図を用いて名古屋瀬戸線と新たに追加する三郷駅前線の詳細について御説明させていただきます。

図面青枠で囲っておりますのが市街地再開発事業の区域で、青色で着色された区域がございますが、この区域内において 3 棟の再開発ビルの建築が計画されております。図面緑色で着色された区域は、今回の再開発事業に合わせて尾張旭市により整備が計画されている自由通路、橋上駅舎を示しております。これらの施設はエレベーターを設置するなどバリアフリーに対応した構造となっており、駅乗降客の円滑な交通処理が計画されております。

図面緑色の枠で囲っておりますのが、今回尾張旭市決定で新たに追加する三郷駅前線及び三郷駅の駅前広場の区域でございます。三郷駅前線は、三郷駅駅前広場と都市計画道路名古屋瀬戸線を結ぶ、幅員 15m、延長約 80m の幹線街路でございます。また、三郷駅駅前広場の面積は約 2,500 m²となっております。

画面右上には、今回の三郷駅前線との接続箇所の追加に伴い右折車線を設置する名古屋瀬戸線の計画断面図をお示しております。

当該区間は、現在幅員 16m で都市計画決定されており、右折車線設置部の計画断面構成は、車道が 3m、右折帯が 3m、路肩が 0.5m、自転車歩行者道が 3m で、総幅員 16m でありますので、今回は幅員の変更は行わず、計画書に記載すべき幹線街路との平面交差箇所数を 18 か所から 19 か所に増やす変更を行うものとなります。

本案件につきまして、都市計画法第 17 条の規定に基づき、令和 3 年 4 月 9 日から 4 月 23 日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、名古屋瀬戸線の変更に対しまして、2 名、2 通の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者である県の見解について御説明いたします。

ここからは、主にタブレットを御覧いただきながら御説明させていただきたいと存じま

す。お手数ですが、お手元のタブレットの「1 第1号議案②」と書かれたファイルをお開きいただきたいと思います。意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御覧ください。なお、モニターにも同じ資料をお示ししております。

今回提出されました各意見の要旨を取りまとめまして、1つ目として道路に関する事、2つ目として手続きに関する事、3つ目としまして市街地再開発事業に関する事、大きく3種類に分類して整理いたしました。

画面は左へ1枚スワイプしていただきますようお願いいたします。

まず最初に、1つ目、道路に関する御意見2件について御説明いたします。

番号の1-1ですが、「都市計画道路や駅前広場を整備する意図が全く不明瞭です。また、駅前広場の接続が都市計画道路名古屋瀬戸線であり、交差点には信号設置の予定もない。これによって都市計画道路名古屋瀬戸線の渋滞がますますひどくなると思います。道路や駅前広場を整備しない新時代の尾張旭独特の創意に満ちた「都市再開発」を目指すべきです。」という御意見でございます。

続いて、1-2は、「名古屋瀬戸線に三郷駅前線を合流させる計画に反対します。周辺の交通状況をさらに悪化させることになり、計画の趣旨に反する本末転倒の事態をまねくことになるため、公共性をそこなえば市の責任は重大である。計画されている交差点は、すぐ西側の既設の信号機が近いため、新規に信号機の設置が難しいとされています。計画案では、この交差点を利用する車両の増加が想定され、東西横断する歩行者の安全が危惧されます。」という御意見でございます。

これらに対する見解といたしましては、右側でございますように、「市街地再開発事業の実施に合わせ、駅前の交通結節点機能の向上を目的として、都市計画道路三郷駅前線及び三郷駅前広場は、尾張旭市により都市計画決定が行われます。そして、この都市計画道路三郷駅前線を都市計画道路名古屋瀬戸線に接続させ、駅前と周辺地区との交通処理を図ることについては、適当であると考えております。なお、本交差点部については、将来交通量に対して信号機が設置されなくても交通処理が行えることを確認しております。

また、本交差点部における歩行者の東西横断の安全性確保については、増加する自転車・歩行者の通行に対して自動車からの見通しを確保するための隅切りや右折車線を設置するなど安全性に配慮した設計としております。三郷駅前線及び駅前広場については、今後、詳細事業検討を進めていくにあたり、さらなる円滑な交通処理及び安全性の確保に努めるよう、市に申し伝えます。」という見解でございます。

続いて、2つ目の分類の2、手続きに関する御意見1件について御説明いたします。

番号2-1は、「提出した意見を踏まえ、「都市計画審議会」で十分な審議を行ってください。」という御意見でございます。

これに対する見解といたしましては、「県に対して提出していただいた意見書につきましては、都市計画法第18条第2項に基づき、意見書の要旨と都市計画決定権者である県の見解を、愛知県都市計画審議会に提出し審議してまいります。」という見解でございます。

画面をもう1枚左へスワイプしていただきますようお願いいたします。

最後に、3つ目の市街地再開発事業に関する御意見5件について御説明いたします。

番号3-1は、「三郷駅前地区の市街地再開発事業の位置づけですが、三郷駅前と市内の他の三駅では全く地理的条件が違います。三郷駅前に合った「再開発」を考えるべきです。また、理由書には「商業集積を高めることにより、さらなる活性化に努める」とありますが、これだけの開発面積では商業集積はできない。アフターコロナ、カーボンゼロで低成長、人口減、高齢化がすすんだ街に合った、子供や高齢者、弱者に優しい健全な「再開発」をすべきです。多少時間がかかっても、市民の意見も聞き、新しい時代に合った「再開発」をすべきです。」という御意見でございます。

また、番号3-2は、「市街地再開発事業について、駐輪場の有料化や公共施設の導入など、市民がわからないことが多すぎます。構想(案)を示して市民の意見を聞くべきです。この都市計画は、地権者や周辺住民だけの問題ではなく、全市民の問題です。都市計画案に関する説明会には24人しか参加がありませんでした。市は広報にもっと力を入れるべきです。」という御意見でございます。

また、番号3-3は、「尾張旭市議会全員協議会への報告資料で示された①資金計画案、②市街地再開発事業の効果、③市街地再開発事業の収支見通し、が都市計画案の縦覧図書には欠落しています。再開発事業の『将来計画』を明示するためにはこの三点の資料は不可欠です。よって今回の縦覧には大きな瑕疵があります。」という御意見でございます。

番号3-4、「この市街地再開発事業は、三郷駅の自由通路や三郷駅舎改修との係わりがあります。「三郷駅周辺まちづくり事業」の一部分です。自由通路についての名鉄との協議はできていますか。名鉄線路北側の開発についての関係者との協議はできていますか。こんな杜撰な計画での都市計画決定は認められません。」という御意見でございます。

番号3-5は、「この市街地再開発事業の資金計画案では、名鉄関連事業は16億円の費用が予定されていますが、その内訳は国が6億円、市が10億円を支出し、名鉄の負担はゼロ

になっています。こんな理不尽なことは認められません。」という御意見でございます。

これらに対する見解といたしましては、右側でございますが、「市街地再開発事業の都市計画決定は、尾張旭市が定める都市計画でありますので、いただいたご意見は都市計画決定権者である尾張旭市へ申し伝えております。」という見解としております。

以上が意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

なお、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして尾張旭市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、第1号議案について御説明いたしました。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

川嶋委員、お願いします。

【委員（愛知県議会議員 川嶋太郎）】

お聞かせいただきたい。

今回の駅前広場をやるにあたって、以前の駅前広場の廃止というのがあります。多分ここは踏切だと思えるのですけれども、三郷駅のここに広場があったときって、この南北線というのはやっぱり渋滞とかそういった御苦勞がたくさんあり、多分それを回避する形でのこの計画なのかなと想像しますが、現状、駅前広場の状況というのはどんな感じなのか教えてください。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

お願いします。

【都市計画課課長 小井手秀人】

現時点では、駅前広場に都市計画はありますが、実際にはまだ整備されていない状況でございまして、駅前広場として供用されているということはないということでございます。

【委員（愛知県議会議員 川嶋太郎）】

わかりました。

頂いた参考図というやつの新しくできる駅前広場の計画で、駅前広場へ入っていく道というのは、東向き、西向き、どちらからも入れるということでもいいですか。また、出るときも、東も西もどちらからも出られるということでもいいですか。

【都市計画課課長 小井手秀人】

東へも西へも、どちらへも出られる計画であります。

【委員（愛知県議会議員 川嶋太郎）】

わかりました。ありがとうございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいですか。

【委員（愛知県議会議員 川嶋太郎）】

はい。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほか、御質問等ございますでしょうか。

秀島委員、お願いします。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

県の回答で、頂いた意見は尾張旭市へ申し伝えておりますということですが、尾張旭市がどういうふうに回答されるかというのは、我々委員は知ることができるのでしょうか。

【都市計画課課長 小井手秀人】

尾張旭市さんの市の都計審というのがもう既に終わっております。特にこの方というのは再開発事業に関する御意見が多くございまして、事業の話は具体的に今後詰めていって、都市再開発法上による縦覧だとか、皆さんにお知らせする機会、事業計画の話はそういった機会もございますので、またそういった機会を捉えながら説明をしていくというふうに尾張旭市からは伺っております。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

そうしますと、尾張旭市で承認されたという結果をもって、こちらの件も都計審でまたそれを確認する機会があるのか、それとも、今日ここで何かを我々は決めるのでしょうか。

【都市計画課課長 小井手秀人】

一応尾張旭市さんの都計審においては、本都市計画に関連するものについては認められたといいますか議決されて、了承されているといった状況でございます。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

わかりました。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかにも御意見、御質問がないようですので、採決いたします。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第1号議案については原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「西三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課担当課長 後藤俊治】

都市計画課担当課長の後藤でございます。よろしくお願ひいたします。恐縮でございますが、着座にて御説明させていただきます。

私からは第2号議案「西三河都市計画道路の変更について」を、机上のモニターを使いまして、現地写真やアニメーションを表示しながら詳細に御説明させていただきます。

タブレットは、恐縮でございますが、第1号議案を閉じていただきまして、第2号議案のファイルをお開き願ひます。

1枚目から5枚目が議案書、6枚目から10枚目が議案概要説明書、11枚目から16枚目が図面になっております。説明中におきましても、必要に応じて適宜御覧いただければと存じます。

それでは、説明に移らせていただきます。

今回の変更は、平成30年度に策定いたしました愛知県都市計画道路見直し方針を基本といたしまして、西尾市及び幸田町内における長期未着手の都市計画道路について必要性等を検証した結果、廃止等の変更の必要性が生じたもののうち、地元調整など準備が整った路線につきまして手続きを行うものでございます。

モニターを御覧いただきますようお願いいたします。

モニターには総括図を表示しております。この総括図は、図面左上の愛知県全図のうち、赤色四角で着色した西三河都市計画区域の西尾市及び幸田町を含む部分を拡大表示したものでございます。

オレンジ色の丸印で表示しておりますのが市役所及び町役場でございます。図面中央左寄りに西尾市役所、同じく図面中央右寄りに幸田町役場を表示しております。

今回一部区間の廃止を行う路線は、赤色三重線の枠で名称を表示しております5路線で

ございます。また、緑色三重線の枠で名称表示しております3路線につきましては、県の変更と同時に行われる市決定及び町決定の一部区間の廃止等を行う路線でございます。その他の赤色一本線の枠で名称表示している14路線は、県決定、市決定及び町決定の廃止等に合わせて交差箇所数などの関連変更を行う県決定路線となっております。

本議案につきましては変更路線数が多いことから、まず最初に、一部区間の廃止を行う県決定の5路線につきまして御説明いたします。その後、関連変更を行う県決定の14路線につきましては一括で御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一部区間の廃止となる5路線につきまして順次御説明いたします。

モニターには、図面番号2の西尾市南部一色地区及び吉良地区の計画図を表示しております。

オレンジ色の丸印で表示しておりますのが各支所でございます。図面中央左寄りに一色支所、図面中央右寄りに吉良支所を示しております。この吉良支所の西側、黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが3・5・27号荻原一色線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は、沿線のさらなる市街地拡大を見込み、昭和32年に幹線街路として都市計画決定され、都市計画区域の再編などを経て、一色地区と吉良地区を結ぶ延長約4,530m、幅員12mの幹線街路として都市計画変更され、現在に至っております。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております市街化調整区域内の約3,230mの区間は、都市計画決定された幅員に対して未整備ではございますが、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、同位置には一般県道荻原一色線が幅員約10m、両側歩道を有する形で供用されており、一色地区や吉良地区へのネットワークを形成するとともに、円滑な交通処理が行われております。

都市計画決定後、一色地区及び吉良地区において当初見込んでいました市街地開発が進まず、また、今後も行われなことから、市街地拡大を前提としました市街化調整区域内の当区間の計画を見直す必要がございます。

以上を踏まえ、荻原一色線のうち、黄色の線で点滅表示しております約3,230mの区間を廃止いたします。また、これに伴い、残った区間の名称等を再編する必要が生じますので、図面にて赤紫色の線で点滅表示しております西側区間の路線名称を3・4・115号味浜一色線、東側区間の路線名称を3・5・27号荻原割田桐杭線として変更いたします。

続いて、2路線目でございます。モニターには、図面番号3の西尾市南部吉良地区の計

画図を表示しております。

こちらは吉良支所周辺の拡大図となっており、先ほど一部区間廃止を御説明いたしました荻原一色線を黄色の線で点滅表示しております。図面中央右寄りにオレンジ色の丸印で表示しておりますのが吉良支所、その西側、黄色と赤紫色の線で点滅表示しておりますのが3・4・34号吉良南北線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は吉良地区の既成市街地を南北に結ぶ幹線街路として昭和32年に都市計画決定され、起終点の再編などを経まして、延長約3,530m、幅員16mの幹線街路として都市計画変更され、現在に至っております。

その後の状況でございますが、図面黄色の線で点滅表示しております市街化区域及び市街化調整区域内を通過する約790mのバイパス計画区間の整備は未着手となっておりますが、当該区間の西側には、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように一般県道荻原一色線及び市道吉田荻原線がございます。一般県道荻原一色線は幅員12m、両側歩道を有する形で、市道吉田荻原線は幅員約10m、片側歩道を有する形で供用されており、両路線によりまして南北の連絡機能を発揮するとともに、吉良支所や図面左側にあります荻原小学校へのアクセスなどを支えております。

また、当路線の計画線上には、昭和60年に県有形文化財に指定されました旧糟谷邸があることから、この歴史的遺産を含めて周辺の既存の街並みを保存したほうが望ましいと考えております。

以上を踏まえ、吉良南北線のうち、黄色の線で点滅表示しております住宅地を通過する約790mの区間を廃止いたします。また、これに伴い、残った区間の名称等を再編する必要性が生じますので、図面にて赤紫色の線で点滅表示しております北側の区間の路線名称を3・5・116号富田中央線、南側区間の路線名称を3・4・34号荻原川畑吉田線として変更いたします。

続いて、3路線目でございます。モニターには、図面番号4の西尾市北部の計画図を表示しております。

図面中央部、白黒の点線で南北に走っておりますのは名鉄西尾線。図面中央には名鉄西尾線の停車駅であります西尾口駅を示しております。その西尾口駅の北側を黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが3・4・52号西尾口線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、西尾口駅周辺のさらなる市街地拡大を見込み、昭和39年に幹線街路として都市計画決定され、その後、幅員の変更などを経て、図面左側の都

市計画道路 3・4・12 号安城一色線から名鉄西尾口駅周辺を経て、図面右側都市計画道路 3・2・2 号衣浦岡崎線までを結ぶ延長約 4,930m、幅員 18m の幹線街路として都市計画変更され、現在に至っております。

現在の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しておりますとおり、主に市街化調整区域となっている約 2,520m の東側区間が、都市計画決定された幅員 18m に対して未整備ではございますが、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、同位置には主要地方道岡崎碧南線が、幅員約 12m、両側歩道を有する形で供用されており、名鉄西尾口駅周辺から西尾市江原町へのネットワークを形成するとともに、円滑な交通処理が行われております。

都市計画決定後、東側の市街化調整区域におきまして当初見込んでいた市街地開発が進まず、また、今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当区間の計画を見直す必要があります。

以上を踏まえ、西尾口線のうち黄色の線で点滅表示しております約 2,520m の区間を廃止いたします。

続いて、モニターには、図面番号 5 の西尾市中央部の計画図を表示しております。本計画図で一部区間廃止をする 2 路線につきまして、順に御説明させていただきます。

まず、岡山富田線の説明をいたします。

図面中央南北方向に矢作古川が縦断しており、その東側を白黒の点線で南北に走っておりますのは名鉄西尾線、図面中央右寄りに名鉄西尾線の停車駅であります上横須賀駅を示しております。その上横須賀駅の西側、黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが 3・4・72 号岡山富田線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は、上横須賀駅周辺のさらなる市街地拡大を見込み、吉良地区と上横須賀周辺を結ぶ幹線街路として昭和 32 年に都市計画決定され、都市計画区域の再編などを経て、延長約 2,610m、幅員 16m の幹線街路として都市計画変更され、現在に至っております。

その後の状況でございますが、図面黄色の線で点滅表示しております市街化調整区域が主となっております北側約 760m の区間の整備は未着手となっておりますが、当該区間の東側には、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、市道木田岡山線及び市道木田吹貫線がございます。市道木田岡山線は、幅員約 17m、両側歩道を有する形で、市道木田吹貫線は、幅員約 12m、両側歩道を有する形で供用されており、両路線によりま

して円滑に交通処理が行われております。

当該区間沿線では、当初見込んでいました市街地開発が進まず、また、今後も市街地拡大は見込まれない状況となっております。さらに、この区間は名鉄西尾線との立体交差の構造で決定されており、計画どおり立体構造で整備した場合には、周辺の住宅に大きな影響を与えることとなります。

以上を踏まえ、岡山富田線のうち、黄色の線で点滅表示しております約 760mの区間を廃止いたします。また、これに伴い、残った区間の名称等を再編する必要がありますので、図面にて赤紫色の線で点滅表示しております区間の路線名称を、3・5・72 号上横須賀富田線に変更いたします。

最後に、木田吹貫線の御説明をいたします。モニターには、引き続き図面番号5の西尾市中央部の計画図を表示しております。

上横須賀駅の北側を黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが3・4・74号木田吹貫線でございます。

当路線の決定経緯でございますが、当路線は、西尾市吉良町上横須賀地内の交通処理を担う幹線街路として昭和32年に都市計画決定され、幅員の変更などを経て、延長約1,220m、標準幅員12mの幹線街路として都市計画変更され、現在に至っております。

その後の状況でございますが、黄色の線で点滅表示しております西側区間ですが、市街化区域である約420mの区間は、都市計画決定された幅員に対して未整備とはなっておりますが、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、同位置には幅員約8mの現道が供用されております。また、当区間の南側には、市道栄町線、市道吉良南北線がございます。市道栄町線は、幅員約12m、両側歩道を有する形で、市道吉良南北線は、幅員約8m、両側歩道を有する形で供用されており、両路線で区域内の円滑な交通処理を行っています。

次に、黄色い線で点滅表示しております東側区間でございますが、この市街化調整区域内の約170mの区間の整備が未着手となっておりますが、当該区間の北側には、ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように主要地方道西尾吉良線が、幅員約9m、片側歩道を有する形で供用されており、円滑な交通処理が行われています。

都市計画はこの県道をバイパスする形で計画されていますが、バイパス区間の沿線で期待されていた市街地開発が行われず、また、今後も見込まれない状況となっております。

以上を踏まえ、木田吹貫線のうち、黄色の線で点滅表示しております西側約420mの区

間及び東側約 170mの区間を廃止いたします。また、これに伴い、残った区間の名称等を再編する必要が生じますので、図面にて赤紫色の線で点滅表示しております区間の路線名称を 3・5・74 号上横須賀木田線に変更いたします。

以上が、一部区間の廃止となる県決定の 5 路線となります。

続きまして、今回の一部区間の廃止に合わせて関連変更が必要となります県決定の 14 路線につきまして、一括して御説明いたします。

それでは、関連変更について、一例を用いて御説明させていただきます。モニターには、図面番号 6 の計画図を表示しております。こちらは、図面番号 2、3 と同様に、西尾市南部吉良地区の計画図を表示しております。

図面中央上側にオレンジ色の丸印で表示しておりますのが吉良支所、その南側、黄色の線で点滅表示しておりますのが、今回西尾市決定で一部区間の廃止をいたします 3・4・354 号吉田荻原線でございます。

吉田荻原線は、沿線でのさらなる市街地拡大を見込み都市計画決定されていましたが、市街化調整区域において当初見込んでいた市街地開発が進まず、今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当区間の計画を見直す必要があります。ただいまモニターに現地写真を表示しておりますように、同位置には市道が幅員約 7 m で整備されており、円滑な交通処理が行われています。

以上により、西尾市決定にて黄色の線で点滅表示しております約 1,850m の区間を廃止いたします。

図面中央右側に茶色の実線で南北に縦断しておりますのが県決定の 3・3・51 号西尾吉良線でございます。この西尾吉良線と市決定で一部廃止する吉田荻原線との交差部を赤丸で囲っておりますが、吉田荻原線の一部区間の廃止に伴い、図面で示しておりますように、20m 北側に終点をずらす、区域の変更をいたします。また、都市計画道路との交差箇所が 1 か所減となります。

同様に、図面中央に茶色の実線で南北に縦断しております県決定の 3・3・34 号荻原川畑吉田線につきましても、吉田荻原線の一部区間の廃止に伴い、図面で示しておりますように約 4 m 南側に終点をずらす区域の変更をいたします。また、都市計画道路との交差箇所が 1 か所減となります。

モニターには、図面番号 1 の総括図を改めて表示しております。

冒頭でも御説明いたしましたとおり、総括図では、一部区間の廃止に伴う県決定 5 路線

を赤色三重線の枠で名称表示しております。また、今回の2市町では、市決定及び町決定の3路線の一部区間の廃止等も同時に進められており、それらの廃止路線は緑色三重線の枠で名称を表示しております。

これら計8路線の一部区間の廃止等に伴い、交差道路の交差箇所数の減、接続部の形状変更、名称変更などの関連変更を行います。これらの変更は、赤色一本線の枠で名称表示をしております14路線でございます。

以上が全ての変更内容の説明でございます。

なお、本案件につきまして、都市計画法第17条の規定に基づき、令和3年4月9日から4月23日までの間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、西尾市、幸田町及び岡崎市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

御質問、御意見もないようですので、採決いたします。

第2号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第3号議案「弥富市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【尾張建設事務所建築課総括専門員 松浦昌広】

尾張建設事務所建築課総括専門員の松浦でございます。よろしくお願いいたします。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

第3号議案「弥富市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速ですが、タブレットで第3号議案をお開きください。

1枚目から3枚目までが議案書となっております。4枚目が議案概要説明書となります。

それでは、議案概要説明書に沿って説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築の許可を得るに当たり、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものです。

申請者は、ヤマショー金属株式会社代表取締役山本茂。

名称は、ヤマショー金属株式会社弥富工場。

敷地の位置は、弥富市楠 1 丁目 7 番の一部及び 8 番。

敷地面積は、5,460 m²です。

処理施設のうち、日当たりの処理能力は、廃プラスチック類の破砕が 89.28 t、がれき類の破砕が 144.37 t となっております。

建築物は全て既設で、工場棟及び事務所棟の 2 棟。延べ面積は 1,646.82 m²でございます。

申請者は、平成 15 年に産業廃棄物処分業の許可を受け、当該敷地において、廃プラスチック類、がれき類の中間処理を行っております。

このたび、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、産業廃棄物を処理する施設の更新を計画したところ、工業地域における廃プラスチック類の破砕施設の処理能力が 1 日当たり 6 t、がれき類の破砕施設の処理能力が 1 日当たり 100 t の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となったものであります。

次に、モニターに映し出された総括図、図面番号 1 を御覧ください。

図面下の赤丸で示した、建設地と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は弥富市の南部に位置し、弥富市役所から南東に直線距離で約 9 km の工業地域に位置しております。

次に、付近状況図、図面番号 2 を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。周囲の状況は、東側には貯木場、西側には建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号による位置指定道路が、南側には自動車リサイクル施設が、北には工場がございます。また、その他の建築物としては、建設地東側に倉庫、西側に弥富トレーニングセンターがございます。なお、従業員の駐車場につきましては申請地の北側に設けております。

次に、図面番号 3 の計画図を御覧ください。この図面は、敷地内の施設配置を示しております。赤枠が敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物、紫色の破線が廃棄物処理施設である破砕機でございます。

敷地への出入口は、図面では黒い三角印で示しています西側の幅員 12.5m の位置指定道路からでございます。車両に関しましては、搬出入車両の待機場所を確保できるように敷地内に十分な駐車場を確保するなど、周辺への影響が出ないように配慮しております。敷地には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を、青色の線上に塀を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響評価調査指針に基づき調査を実施し、騒音、振動等は全て環境保全目標をクリアしております。

また、関係市である弥富市長から、支障のない旨の意見書の提出を受けております。以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

御意見、御質問もないようですので、採決をいたします。

第 3 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 3 号議案につきましては都市計画上支障がないものと議決いたしました。

続きまして、第 4 号議案でございますが、初めに事務局から案内がありましたとおり、第 4 号議案につきましては個人情報が含まれておりますので、愛知県都市計画審議会運営規程第 6 条第 1 項第 1 号に該当することから、審議は非公開となります。

したがって、傍聴人の方は一度御退室いただきますようお願いいたします。

（傍聴人退室）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、第 4 号議案「尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市整備課長 塚上久司】

都市整備課長の塚上でございます。着座にて失礼いたします。

第 4 号議案「尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書に

ついて」御説明いたします。

タブレットの第4号議案のファイルをお開きください。

議案書は1ページから3ページにございます。3ページにおきまして、意見書は別冊のとおりとしておりますが、別冊はお手元のA4水色の表紙のものとなります。また、議案概要説明書は4ページにございます。資料といたしまして、A4黄色の表紙、参考資料「尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を御用意しております。

それでは、タブレット4ページの議案概要説明書を御覧ください。あわせて、前面のモニターも使用して御説明いたしますので、こちらも併せて御覧ください。

尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業の事業計画を決定するにあたり、土地区画整理法第55条第1項の規定に基づき、小牧市が事業計画を令和3年1月28日から2月10日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、愛知県知事に対して2通、2名から意見書の提出がございましたので、同法第55条第3項の規定に基づき、愛知県都市計画審議会に付議するものでございます。

始めに、本事業の概要について御説明いたします。資料は、A4黄色の表紙の参考資料を使用しますが、詳しくはモニターで御説明いたします。

それでは、モニターを御覧ください。

モニターは位置図でございます。

図面は小牧市の都市計画図になりますが、本議案の対象地区は、画面のほぼ中央部分の赤色で囲った箇所に位置し、小牧市役所の北東約4.5km、名鉄小牧線味岡駅の東約1.5kmに位置しております。また、モニターで表示されております円は、本地区から半径5km圏を示してありまして、東名高速道路の小牧インターチェンジと春日井インターチェンジがこの5km圏内に位置しており、高速道路へのアクセスが良好な地区でございます。

こちらは、名鉄小牧線味岡駅周辺を拡大した位置図でございます。

本地区は市街化区域内に位置しており、用途地域は黄色で表示されております第一種住居地域と水色で表示されております工業地域に指定されております。本地区を含む周辺地域は、主に住居系の用途地域と工業系の用途地域から成り立っていることから、小牧市都市計画マスタープランにおきましては、既存の工業地の維持を図り地域の活力を確保するとともに住宅地等の共存を目指す地域と位置づけられており、この目標を実現する一つの方針としまして、本庄地区における土地区画整理事業の推進が示されております。

こちらは現況図でございます。赤色の実線で囲まれた範囲が本地区でございます、モニターには現況の写真も表示しております。

土地利用の現況でございますが、もともとは農地や農家集落が広がっていた地域で、道路の多くが幅員4m未満でありながら、高速道路へのアクセスが良好であり交通利便性が高いことから、主に主要地方道春日井各務原線沿いに大小の工場が立地し、さらには住宅のミニ開発も進み、農地と住宅地と工業地が混在した状況となっております。また、近年では工場跡地に大規模物流倉庫が進出してしております。

このような現況から、今後さらに工場や物流倉庫が進出し、住宅のミニ開発が進みますと、無秩序な土地利用の形成や住宅沿いの道路に大型車が入り込むといった住環境の悪化が懸念されることから、土地区画整理事業により道路や公園などの都市基盤を整備して、住環境の保全と計画的な工業系市街地の形成を図ることとしております。

本事業は、市の都市計画審議会を経て、令和2年3月27日に小牧市により都市計画決定がされております。また、事業の施行者は小牧市でございます。

こちらは、市街化予想図でございます。

幹線道路として東西の広域交通を担う都市計画道路江南池之内線と南北の広域交通を担う都市計画道路犬山春日井線が計画されております。また、現在の用途地域に合わせて、江南池之内線を境に、北側は黄色で表示しております住宅地、南側は青色で表示しております工業地として計画されております。

こちらは、意見書を提出された方がそれぞれ所有する土地の位置図でございます。

意見書を提出された方は2名とも本事業の地区外にお住まいでございますが、意見書①を提出された方は本事業の地区内に土地を、意見書②を提出された方は本事業の地区内に土地と建物を所有されており、ともに本事業の利害関係者でございます。

続きまして、提出されました意見書の要旨と御意見に対する知事の見解を御説明いたします。

2通の意見書には4つの御意見がございますが、いずれも事業計画に対する御意見でございます。

1つ目の御意見でございます。区画道路幅員8mを9mに修正してほしい。近年のトラックは大型化しており、小牧市の都市計画法第34条第12号条例による企業立地の場合も道路幅員9mを基本としている。区画整理法では道路幅員8mでよいとしているが、工業系市街地の形成を目的とする本庄区画整理でスムーズな企業立地が図られ、より時代に即

した道路幅員整備が将来大いに利すると思う。また、事業計画書では、8 m道路は全長999mであり、拡幅に伴う必要面積は999 m²（1反）で、市が先行買収することで、減歩への影響も少なく対応できると考える。このような意見要旨でございます。

こちらの御意見に対しまして、まずは区画道路の幅員の基準について御説明いたします。

土地区画整理法施行規則第9条第1項第3号には、「住宅地にあつては6 m以上、商業地又は工業地にあつては8 m以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあつては4 m以上、商業地又は工業地にあつては幅員6 m以上であることをもって足りる」と規定されております。

御意見に対する知事の見解につきましては、こちらの図を用いて御説明いたします。

本地区の区画道路の幅員の考え方がございますが、事業区域の大半が工業系の用途であることから、基準を遵守し、紫色で表示されております幅員8 mを基本としております。また、区画道路12-1号と10-3号は、周辺地域との地域間交通を担う補助幹線道路として位置づけておりますので、それぞれ黄色で表示されております幅員12mと緑色で表示されております幅員10mとしております。また、事業区域内の1号公園への安全かつ快適な通行を確保するため、区画道路10-1号は、緑色で表示されております幅員10mとしております。

なお、既存住宅地沿いの区画道路につきましては、大型車両の進入を抑制し住環境を保全するため、オレンジ色で表示されております幅員6 mとしております。

このように、本地区の区画道路の幅員は基準を遵守し、かつ、地区の状況を勘案して計画されております。

また、必要以上の幅員で区画道路を整備することは、地権者の負担を増やすことにつながります。

以上、御説明しましたとおり、基準を遵守し、地区の状況を勘案した道路幅員で計画されていることから、適正であると判断しており、スムーズな企業立地が図られると考えております。

なお、意見書を提出された方が引用しました「小牧市開発行為等の許可の基準を定める条例」でございますが、こちらは市街化調整区域における開発行為等について必要な事項を定めたものでございます。本地区は、市街化区域で施行される土地区画整理事業であるため、条例が適用されるものではないことをつけ加えさせていただきます。

続きまして、2つ目の御意見でございます。

区画整理事業における計画道路が、当方が所有する土地及び施設にかかることにより、事業運営に支障を来すため、計画道路を変更及び見直してほしい。という意見要旨でございます。

この意見書を提出された方の所有地につきましては、モニターのオレンジ色の表示、所有施設につきましてはその中の紺色で表示されている部分になります。この所有地の中央に区画道路 8-5 号が配置される計画となっております。

こちらの御意見に対しまして、まずは、区画道路の配置の基準と街区の規模の基準について御説明いたします。

区画道路の配置につきましては、土地区画整理法施行規則第 9 条第 1 項第 2 号に「幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考慮して定めなければならない」と規定されております。また、街区の規模につきましては、土地区画整理の手引に「工業地は工場の規模や形状に応じて定める」とされております。

御意見に対する知事の見解につきましては、こちらの図を用いて御説明いたします。

意見書の対象となる区画道路 8-5 号は、都市計画道路犬山春日井線から東側の区画道路 8-6 号へつながる道路として計画され、小牧市が誘致を目指している企業の規模を考慮し、街区の規模が適切になるように計画されております。また、既存道路を活かすよう配置しました区画道路 8-2 号と十字交差する位置に計画することにより、幹線道路である都市計画道路犬山春日井線との交差が少なくなるように考慮されております。

仮にでございますが、区画道路 8-5 号を区画道路 6-8 号と十字交差する位置に計画した場合、新設される本庄西交差点との距離が近く、右折帯と近接することから、交通安全上の問題が生じることとなります。また、市が誘致を目指している企業の規模に対して街区規模が不適切となり、適正な土地利用が図られないことが想定されます。

また、仮に区画道路 8-3 号と十字交差させた場合、区画道路 8-5 号の線形が現在の計画よりも悪くなることや、先ほどと同様に街区規模が不適切となり、適正な土地利用が図られないことが想定されます。

以上御説明いたしましたとおり、区画道路の配置は妥当なものであると判断しております。

なお、事業計画が認可された後に換地計画を行うこととなりますが、意見書を提出された方が所有する土地及び施設につきましては、現況の土地利用を勘案して換地計画を検討する旨を施行者である小牧市から伺っておりますことをつけ加えさせていただきます。

続きまして、3つ目の御意見でございますが、意見されている場所は、モニターに表示しております本地区の北東部に位置する既存の本庄交差点でございますので、御意見の内容を御説明する前に、まずは本庄交差点の現況について御説明いたします。

この交差点は、西側と南側には黄色で表示されております主要地方道春日井各務原線が接続し、東側にはオレンジで表示されております一般県道明知小牧線が接続しております丁字の信号交差点でございます。また、交差点から少し東側の位置には、紫色で表示されております市道が北から交差しております。本交差点には、西方面から南へ右折車線がないことから、右折待ちの車による慢性的な渋滞が発生しております。また、青色の表示は山ノ田川でございます、北から南の方へ流れております。

それでは、3つ目の御意見でございます。

既設の本庄交差点について、北側市道の交差点接続位置が悪いことなどを含め、交通安全対策のため、変形交差点をより安全な十字に近い方線にしてほしい。

山ノ田川左岸の現市道（幅員 2.6m）より、右岸に沿っての空き地（市管理地、幅員 4 m）の早期先行活用を図り、①通学路としての整備、②消防車両の進入確保及び③交差点に北から入る車と交差点から北の市道に進入する車の交差点内でのお見合い状態及び東西通行車両の渋滞化を解消するための警察協議等を早急に実施し、対応できるものから順次対応し、早期に抜本的解消を図られるよう要望いたします。このような意見要旨でございます。

こちらの御意見につきましては、モニターでもう少し詳しく御説明いたします。

意見書を提出された方は、紫色で表示されております市道の接続位置が悪いことや市道の幅員が狭いことにより緊急車両の進入や車両同士のすれ違いが困難であるため、青色で表示されております山ノ田川の右岸にあります、ベージュ色で表示されております市管理地を活用して、渋滞のない、より安全な十字に近い交差点形状にするよう求めているものと考えられます。

御意見に対する知事の見解につきましては、こちらの図を用いて御説明いたします。

本事業では、赤色で表示されております都市計画道路江南池之内線が新たに整備されますが、これが完成しますと、黄色の破線で表示されております主要地方道春日井各務原線と一般県道明知小牧線は市道に降格され、現況の2車線道路からセンターラインを消去した1車線道路になる予定です。あわせて、既存の本庄交差点に現在設置しております信号機が南側に新設される交差点に移設する予定となっております。

これにより、通過交通の流れが黄色の既存道路から赤色の新設道路に切り替わることとなり、既存の本庄交差点の交通量が大幅に減少することが見込まれ、渋滞の緩和と安全性の向上が図られることから、既存の本庄交差点の計画は妥当であると判断しております。

なお、本事業完了後の通学路につきましては、完了後の道路状況等を踏まえまして、小学校や教育委員会等の関係者により別途検討する予定であると小牧市から伺っております。また、北側の市道は事業区域外となるため、本事業で改良することができませんので、市道に関する御要望は、市へ申し伝えたいと思っております。

最後に、4つ目の御意見でございますが、こちらも既存の本庄交差点についての御意見でございます。

既設の本庄交差点をより安全な十字路に改良するよう要望しており、そのためには山ノ田川と合わせ、1号水路をボックス化してほしい。できれば1号水路は全部ボックス化に修正してほしい。

全面ボックス化は、交通安全対策及び良好な環境形成にもより有効と考える。また、小牧市緑の基本計画において、入鹿用水の上部空間を活用した緑道の整備を掲げており、1号水路は既にパイプ化され水害の発生の危険性はないため、1号水路を全てボックス化することで上部空間を有意義に活用できると考える。

このような意見要旨でございます。

こちらの御意見につきましては、モニターでもう少し詳しく御説明いたします。

1号水路とは、モニターの右側の図におきまして、水色で表示されております既存の水路でございます。現況は上の写真のようにオープンの水路となっており、写真では確認しづらいですが、水路の中に入鹿用土地改良区が管理する農業用水のパイプラインが設置されておりますので、入鹿用土地改良区と小牧市が管理する水路となっております。

また、意見書に記載されております水路のボックス化とは、現況水路を、モニターの左側に表示しておりますボックスカルバートという製品を使用しまして、下の写真のように水路の上部を塞ぐようなイメージでございます。

御意見に対する知事の見解といたしましては、こちらの図を用いて御説明いたします。

既存の本庄交差点の形状につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、計画は妥当であると判断しております。

また、1号水路の整備につきまして入鹿用土地改良区との協議が必要となりますが、小牧市が事前に協議を行った結果、1号水路全延長をボックス化した場合、水路内に設置

されている土地改良区が管理するパイプラインの維持管理が困難となるため、都市計画道路との交差部以外は現況のとおりオープンのままとする方針であると市から伺っております。

なお、既存の幅員 2 m の歩道付き道路を区画道路 10-2 号及び 10-3 号として計画に取り込んでおり、道路構造令や事業区域外の既存道路との連続性を踏まえた計画とされております。

したがって、1 号水路の計画は妥当であると判断しております。

また、意見書に記載されております小牧市緑の基本計画につきましては、モニターを用いて御説明いたします。

こちらの図は、緑の基本計画に示されている緑化計画図でございますが、意見書にあります入鹿用水の上部空間を活用した緑道の整備とは、モニターの赤枠で囲まれております、市が定めた緑化重点地区の中で実施するものでございまして、既に整備は完了していると市から伺っております。

本地区は緑化重点地区の計画範囲外となっております、本地区内におきまして入鹿用水の上部空間を活用した緑道の整備計画は今のところないものと市から伺っております。

第 4 号議案の御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

特に御質問、御質問もないようですので、採決いたします。

第 4 号議案につきましては、意見書は採択するべきでないとして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 4 号議案につきましては、意見書は採択するべきでないとして議決いたしました。

本日の審議は以上でございますが、事務局から委員の皆様へ 1 点御報告したいという申出がございました。報告事項は、任期満了に伴う学識経験委員の改選についてでございます。

それでは、事務局から報告をお願いします。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

報告事項は、任期満了に伴う学識経験委員の改選についてでございます。

当審議会委員のうち、学識経験者として委員をお願いしておりました中村英樹会長、田中淳子委員、岡本真理子委員の3名の方々が、本年11月18日の任期満了に伴いまして御退任されることとなりました。

任期満了の時期としては11月と、まだ先ではございますが、今年度は議案の関係により、9月の専門部会開催を除き、来年の2月まで審議会の開催予定がございません。

そこで、本日この場を借りまして、11月に退任予定の中村会長、田中委員、岡本委員から御挨拶をいただきたいと思っております。

それでは、中村会長からよろしくお願ひいたします。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、退任に当たりまして御挨拶をさせていただきますと思っております。座ったままで失礼いたします。

私、平成23年11月に愛知県都市計画審議会の委員に着任しまして、早いもので10年になります。平成28年2月からはこの審議会の会長として、これまでおよそ6年の間議長を務めさせていただきました。この間、委員の皆様、そして事務局の皆様には、議事運営に格別の御協力をいただきましたこと、ここに厚く御礼を申し上げます。

私が都市計画審議会委員の在任中におきましては、平成31年の都市計画区域マスタープランの見直し、変更、それから都市計画道路の見直し等、大変たくさんの議案を上程して審議を行ってまいりました。これらの審議を滞りなく進めることができましたのも、ひとえに皆様方の御協力のたまものであると、大変感謝しております。

この間特に私の印象に残っている計画としては、もう随分前になりますけれども、平成26年に審議を行った西知多道路があります。本審議会での審議を経て、現在事業が進められていると伺っております。また、最近では、名岐道路の都市計画案を作成するための基本方針の検討開始に伴って、昨年7月に名岐道路の都市計画決定に関する愛知県都市審議会環境影響評価調査専門部会が設置され検討が進められておりますけれども、この件についても地域に大きな影響を与える大変重要なインフラとして、今後の審議会で審議がなされることと期待をいたしております。

私から言うまでもなく、都市計画は地域の将来像を定めるものになりまして、中期的・長期的な将来展望に基づいて検討することが極めて重要になるものです。審議会の場においても折に触れて述べさせていただいてきましたけれども、近年に基幹的なインフラが整

いつつあって、またその一方で人口が減少して超高齢化が始まっている我が国においては、いわゆる都市計画の考え方を、成長時代のいわば需要拡大、需要追随のものから、需要誘導型のいわば成熟時代のそれへと大きくかじを切っていかなければならない時期に来ていると考えています。

愛知県における高齢化、人口減少の状況は、全国の他地域に比べるといまだそれほど顕在化していませんけれども、高齢化は着実に進んでおりますし、昨年、2020年には愛知県の人口もついに減少に転じたと同っております。

その一方で、この10年ですけれども、全国各地で、冒頭にも申し上げましたけれども、集中豪雨だとか台風だとかによる自然災害が激甚化しております。毎年日本のどこかで発生して、多くの地方で被災され、多くの方々が被災されているという状況にあります。幸いにして、愛知県におきましてはここ数年の間に大きな災害には見舞われておりませんが、地震災害をはじめとして、こういった災害がいつ愛知県で起こってもおかしくないという状況にあるわけです。

都市計画に際して、こういった災害に対する防災あるいは減災といった視点というのは、今後の地域づくり、まちづくりにおいて極めて重要な視点であるということは論をまたないと思われまふ。将来にわたって安全安心で、かつ持続可能な地域づくり、まちづくりに資する都市計画の重要性がますます高まっていると感じているところです。

今後とも愛知県の都市計画が円滑に進み、さらにますます発展することを祈念いたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

続きまして、田中委員、よろしくお願ひいたします。

【委員（愛知学院大学法務支援センター教授 田中淳子）】

私も着座にて御挨拶させていただきます。

中村先生も先ほど言うてくださったんですけれども、私も11月で任期満了をもって委員を退任することになりました。中村先生や、隣の岡本先生とともに10年間委員をさせていただきました。

在任中には、本日の第2号議案にもありましたように、愛知県の都市計画道路の見直しの審議について、案を作成する段階から、職員の皆さんや市の御担当の方と検討する機会を頂きましたことを記憶にとどめております。

そういうこともありまして、2018年に愛知県都市計画協会主催の都市計画セミナーとい

うところで、都市計画を取り巻く本質的問題として、都市所有権制度と絡めた、まさに都市計画に対する人口減少社会が到来するインパクトについて、所有権のほうからお話しさせていただいたことも記憶に強く残っております。

中村先生が先ほど御指摘されたように、かつての積極的に土地を利用していくという都市計画のあり方から消極的な土地利用の時代へと入ってまいりまして、そのような時代の都市計画のあり方というものを一緒に考える貴重な機会をこの会議で頂いたと思います。

御存じのとおり、都市計画法の第 21 条では、都市計画を変更する必要があるときには遅滞なく土地計画変更をしなければならないとされておりまして、今回の第 2 号議案にもありましたように、道路の指定の変更議案が複数上がってまいりましたが、御指摘いただいたようにもう 60 数年たっている、半世紀以上たっていると。そういった必要でなくなった、むしろ規制の目的を失った事業の見直しといったものを認識すべき時期にそういったことをしなかったという責任が、恐らく行政、団体には問われていくといった時代になってきていると思います。

このように職員の皆さんや関係市町で御担当の方々がそれぞれの現場で何が求められているのかということに敏感に感じ取り、そういった求められる御自身の職責を適時適切に果たしてもらえらるることの証左が複数の議案に表れているんだと実感してきておりました。今後も、都市計画に携わる皆さんのそういった努力と情熱によって愛知県の都市計画は発展し続けるものと信じております。

この場を借りてこの 10 年間の心よりのお礼を申し上げたいと存じます。誠にありがとうございました。（拍手）

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

最後に、岡本委員、よろしく願いいたします。

【委員（東海学院大学教授 岡本真理子）】

皆さん、お世話になりました。

今年 11 月に任期満了ということで、もう 10 年が過ぎ去ったのかなという気がしております。早かったような遅かったような、短かったようなということでございます。

先ほど事務局から御説明がありましたように、現在進行中の名岐道路の環境影響評価等の調査の専門部会にも参加させていただいておりますので、それには引き続き出席ということでございますので、そのときにはよろしく願いいたします。

この 10 年間で愛知県の都市計画というものをいろいろ勉強させていただきました。皆様

のおかげでございます。どうもありがとうございました。

短く失礼いたします。（拍手）

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

それでは、都市計画審議会幹事を代表して、都市・交通局長から、お礼を申し上げます。

【幹事（都市・交通局長 森哲也）】

都市計画審議会の事務局をしております都市・交通局長の森でございます。

中村会長、田中委員、岡本委員の御退任に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

3名の委員の方々には、平成23年の御就任以来、10年間の長きにわたりまして都市計画審議会に付議されました様々な議案を御審議賜りましたことを、心よりお礼申し上げます。

審議した議案の中には、先ほど中村会長からもありましたけれども、平成31年に、今後の愛知県の都市計画を大きく左右する都市計画区域マスタープランの変更がありました。人口減少、超高齢社会の到来、リニアの開業など、様々な社会情勢の変化に対応するため、その羅針盤となる都市計画区域マスタープランの変更により、新たな時代に向けたまちづくりの大きな道筋を示したことは大変重要なものであったと思います。また、昨年度には、約10年ぶりの専門部会の設置となる名岐道路の都市計画決定に関する愛知県環境影響評価調査専門部会の設置などもございました。

特に中村会長におかれましては、在任10年のうち約5年半を都市計画審議会の会長として、計12回にわたる審議会を開催していただき、区域区分、道路等の都市施設など、計76議案の御審議をお願いしました。誠にありがとうございました。

3名の方々には、今後とも愛知県の都市計画に関しまして折に触れ御指導、御鞭撻をいただきますようお願いいたしまして、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

なお、岡本委員におかれましては、先ほど御本人からもありましたけれども、9月の専門部会開催後も引き続き、臨時委員として環境影響評価調査専門部会において御指導いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

本当にありがとうございました。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

これをもちまして本日の審議会の議事は終了となりますが、最後に、事務局から委員の皆様へ1点御連絡がございます。

本日配付しました第4号議案に関する資料につきましては、個人情報が含まれておりま

すので、今後取り扱いに御注意いただくか、差し支えなければ机の上に置いておいていただければ、こちらで回収いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後3時35分)